

■ サイバー対処能力強化法整備法※の施行(令和8年10月1日) によるサイバーセキュリティ基本法の改正等に伴い、関係規則等の改廃を行う。

※ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第43号）

改正が必要な主な項目

番号	改正後	改正前
①	サイバーセキュリティ基本法第14条見出し （重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保）	サイバーセキュリティ基本法第14条見出し （重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進）
②	（削除）	サイバーセキュリティ基本法第17条 ※サイバーセキュリティ基本法に基づく旧サイバーセキュリティ協議会の規定
③	サイバーセキュリティ基本法第17条～第30条 ※②の改正に伴い、それぞれ1条ずつ繰り上げ	サイバーセキュリティ基本法第18条～第30条の 2
④	（削除）	サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第5号 ※サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務のうち、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整事務
⑤	サイバーセキュリティ基本法第25条第1項第5号 ※②、④の改正に伴い、1条1号繰り上げ	サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第 6 号

※上記の他、金融庁の組織再編に伴い「サイバーセキュリティ戦略本部長の指定する職について」を改正

改正する関係規則等

【サイバーセキュリティ戦略本部決定】

- サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用について（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針（平成27年5月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画（令和4年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- サイバーセキュリティの確保の状況の評価に係る方針（令和7年7月1日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査について（令和7年7月1日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 脅威ハンティングの普及促進・実施等に係る基本方針（令和8年7月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

【サイバーセキュリティ戦略本部長決定】

- サイバーセキュリティ戦略本部長の指定する職について（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）
- 重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の開催について（令和7年7月1日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）

廃止する関係規則等

【サイバーセキュリティ戦略本部長決定】

- サイバーセキュリティ基本法第17条第1項の規定に基づくサイバーセキュリティ協議会を組織する国務大臣の委嘱について（平成31年4月1日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）